

中央教育審議会の答申は教職員の願いに逆行し、 学校現場の長時間労働解消につながりません

8月27日、中央教育審議会は、「令和の日本型学校教育を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」を答申しました。「審議のまとめ」(5/13)の公表後、1か月あまり過ぎてようやく始まったパブリックコメントには、わずか2週間で1万8354件の意見が寄せられました。しかし、「審議のまとめは学校現場の危機的状況を解決することにむしろ逆行する」という多くの人々の切実な要求や意見を受けとめず、わずかな修正にとどめた中教審の在り方そのものが厳しく問われます。

中教審には、学校における長時間過密労働、深刻な教員未配置問題の解決、教職員の精神疾患や若年退職者の増加、教員志望者の減少など、学校を取り巻く深刻な状況の打開につながる答申こそが求められていました。しかし、今回の答申は抜本的な解決策につながるどころか、むしろ逆行する答申となりました。

私たちは、特に次の3点が大きな問題と考えます。

①教職員定数増について、基礎定数はそのままにして加配定数の改善にとどめ、教育予算の大幅増は求めていません。毎年度、予算獲得が必要となる加配定数に、教育委員会は臨時・非常勤教職員を充てざるを得ないため、社会問題化している教職員未配置がいつそう深刻化するおそれがあります。そもそも教職員定数が満たされていても業務量に比して教職員が不足している現状において、標準法改正による基礎定数の改善が最優先されるべきです。ところが、答申は「基礎定数を増やしても持ち授業時数の減少には用いられない可能性がある」と決めつけて、基礎定数改善を先送りしました。

②「教職調整額を支給する『教員給与特別措置法（給特法）』の仕組みは今もなお合理性がある」と述べ、長時間労働の法的な歯止めとなる残業代支給のしくみを否定していることです。「超勤4項目」以外の時間外勤務を命じないと規定しながら、給特法制定以来50数年間にわたって、無定量の長時間過密労働が容認されてきた大きな要因は残業代支給という法的な歯止め機能がないことです。また、「教職調整額を現在の4%から10%以上とすることが望ましい」としていますが、教職員の「定額働かせ放題」の仕組みが残ることは一層の長時間過密労働を強いることになりかねません。

③管理職を補佐し若手教師をサポートするためとして、「新たな職」と給料表の「新たな級」の創設が答申されました。また、現在一律支給されている義務教育等教員特別手当を財源にした「学級担任手当」創設なども盛り込まれました。こうした政策は学校の共同の取り組みを破壊し、教職員の分断と階層化を進めることにつながります。教員の仕事を高度専門職と位置づけ、自発性・創造性、自主的・自律的判断の必要性を強調する一方で、学校現場の指揮命令システムを強化しようとする答申の論理は矛盾しています。

私たちは、現在の教育の危機を解決するために「教育予算を増やして正規の教職員を増やすこと」「実際に生じた時間外勤務には残業代を支給するよう給特法を改正すること」を求めてきました。その願いに逆行する答申に強く抗議するとともに、拙速な法改正や条例化が行われないよう、保護者・県民の皆さんと共同のとりくみを広げる決意です。

2024年8月27日
長野県高等学校教職員組合
長野県教職員組合